

2017 年度安全報告書

日本フライトセーフティ株式会社

この報告書は、航空法第111条の6の規定に基づき作成したものです。

2017年度安全報告書

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

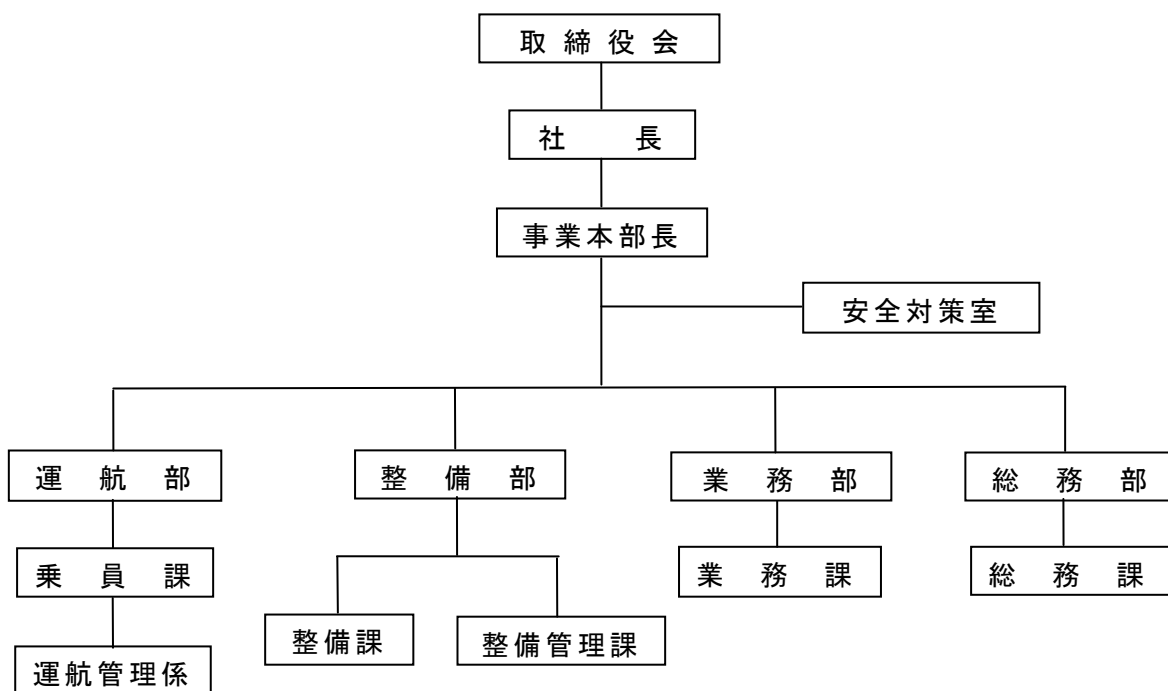
【企業理念】

私達は、航空機の中でも日常の生活に密着した場面で活躍するヘリコプターという航空機を使用して、お客様の多様なニーズに応えることを喜びとしております。ある意味身近といえるヘリコプターも、航空機である以上安全に飛行して安全に着陸しなくては意味がありません。そのために私達は、創業以来の無事故運航を継続していくためにも、安全運航のためには努力を惜しまないという精神で日々ヘリコプターを運航しております。航空機の点検整備や飛行のための準備を入念に行うことはもとより、運航時の気象状態についてもできる限り分析して不安全の要因となる事項を把握し、安全快適に飛行できるように心掛けております。私達のこのような安全運航に対する考え方は、操縦教育の場においても発揮され、安全で質の高い操縦士の育成に役立っているものと確信しております。航空輸送の未来は安全の確保なくして夢も発展もありません。私達は、いつでもお客様が安全快適に利用できる質の高いヘリコプターの運航を行うことのできる企業を目指して社員一丸となって日々地道な努力を積み重ねていく所存です。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する事項

a 全体及び安全確保に関する組織の組織図



b 各組織の機能・役割の概要

(a) 安全対策室

会社の安全を管理するうえで必要な情報の収集、技術的分析、措置の判断、決定及び見直しなどを行う部門として「安全対策室」を設置しています。安全対策室長は安全統括管理者として会社の安全管理体制を統括し、安全を推進する各組織の要として機能しています。また、社内の安全管理体制をより強固なものとしていくために、社長及び安全統括管理者を中心として各部門の安全推進責任者とともに安全管理体制の維持及び安全品質の向上に努めています。

(b) 運航部

様々なお客様のニーズに応えつつ安全に航空機を運航する部門で、経験豊富な操縦士と運航管理担当者によって創業以来無事故運航を続けています。

(c) 整備部

経験豊富な整備士によって航空機の管理及び点検整備を行う部門で、整備課と整備管理課によって航空機の安全性を確保しています。

(d) 業務部

操縦訓練や様々な飛行依頼に対し、お客様のご希望に沿ったサービスが提供できるようお客様に直接対応する部門です。

(e) 総務部

主に会社の庶務に関する事務を行っている部門です。

c 各組織における人員数等

(a) 運航部 3名

機長資格保有者 3名

運航管理担当者資格保有者 3名

技能審査担当操縦士資格保有者 2名

(b) 整備部 6名

確認整備士資格保有者 3名

(c) 業務部 4名

機長資格保有者 3名

運航管理担当者資格保有者 3名

(d) 総務部 1名

(2) 日常運航の支援体制

- a 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容
- 航空機乗組員に対しては、運航規程に基づき年1回の定期訓練及び定期審査を実施しています。運航管理担当者に対しては、運航規程に基づき2年に1回の定期審査を実施しています。確認整備士に対しては、整備規程に基づき年1回の定期訓練

と審査を実施しています。

b 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常の運航で生じた安全上の問題点は、安全統括管理者との協議又は安全推進ミーティングにおいて是正措置を決定し実行します。是正措置の内容は掲示物等で社長以下全ての社員に周知することにしてあります。

c 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

安全統括管理者は、各部門の安全推進責任者からの報告を待つだけでなく、適宜現場の状況を確認して航空機の安全運航に問題となる事象が発生していないか早期に発見するようにしています。また自社他社の情報を問わず、安全性の向上に役立つ情報については「パイロット・インフォメーション」、「整備ニュース」又は掲示物等で周知し、安全意識の高揚に努めています。

安全の確保は、私達社員一人一人の安全意識を高い状態に維持することが基本だという考えで取り組んでいます。そのため、社員一人一人が航空機を安全に運航するための重要なエレメント（要素）であるという認識を持って、それぞれの持ち場で責任をもって業務を遂行しています。

(3) 使用している航空機に関する情報

a 保有している航空機の機種（平成30年3月31日現在）

航空機の種類	航空機の型式	事業の種類
回転翼航空機	ロビンソン式R66型	航空運送事業（昼間・夜間遊覧） 航空機使用事業（視察・空撮等）
	ロビンソン式R44型	航空運送事業（昼間・夜間遊覧） 航空機使用事業（視察・空撮等）
	ロビンソン式R22型	航空機使用事業（訓練・空撮等）

b 機種別の数、座席数及び年間飛行時間（平成29年3月31日現在）

航空機の型式	機数	客席数	年間飛行時間
ロビンソン式R66型	1	4	106 : 11
ロビンソン式R44型	2	3	377 : 18
ロビンソン式R22型	4	1	1683 : 20

c 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

航空機の型式	導入開始時期	機数	平均機齢	総平均機齢
ロビンソン式 R 6 6 型	2016/09/01	1	2.1 年	6.4 年
ロビンソン式 R 4 4 型	2008/05/01	2	5.9 年	
ロビンソン式 R 2 2 型	2007/07/01	4	7.8 年	

《航空機の機齢について》

国土交通省航空局に承認された整備規程に基づいて適切に整備が行われているため、単純に航空機の機齢が高いということだけで航空機の安全性が低下するというわけではありません。航空機に使用される部品は、定められた使用時間で交換又はオーバーホールされて取り付けられ、機体ごとに毎年国の検査（耐空検査）に合格できるように整備されています。航空機が飛行を行う前には、確認整備士によるグラウンドラン（試運転）が行われ、安全に飛行できる状態であることを確認しています。

(4) 運航状況に関する情報

《航空運送事業》

使用航空機：ロビンソン式 R 4 4 型及び R 6 6 型

業務内容	年間飛行時間	乗客数
遊覧飛行	301 : 36	2,311人

《航空機使用事業》

使用航空機：ロビンソン式 R 2 2 型、R 4 4 型及び R 6 6 型

業務内容	年間飛行時間
操縦訓練	1674 : 36
空撮その他	151 : 51

3. 法第111の4の規定に基づく報告に関する事項【航空運送事業に係るもの】

種類	2015年	2016年	2017年
航空事故	0件	0件	0件
重大インシデント	0件	0件	0件
安全上のトラブル	0件	0件	0件

《用語の大意》

- 航空事故 : 航空機の墜落や航空機による人の死傷を伴うような事故
- 重大インシデント : 航空事故になるおそれがあった事態
- 安全上のトラブル : 上記以外で航空機の正常な運航に支障を来すような事態

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

- (1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

2017度についてはありませんでした。

- (2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

2017度については、ありませんでした。

- (3) 輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2017度についても安全上のトラブルはなく、航空機の運航は正常に行われました。しかしながら、安全意識を高く持ってそれぞれの仕事をしていても、何事も問題なく実施できている期間が長くなってくると心に隙ができ、危険因子が芽を出していることに気づき難い状態となります。社員一人一人が安全に対して気を緩めることのない雰囲気を持った社風を維持していくとともに、安全管理体制を適正に維持しつつ引き続き努力していく所存です。

- (4) 全社的な安全指標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

a 2018年度の安全指標

運航部及び整備部	①規程類の最新性の計画的確認の実施 ②ヒヤリハット情報の収集の推進
----------	--------------------------------------

b 2018年度の安全目標値

運航部及び整備部	①規程類の最新性の確認を100%達成 ②運航部10件、整備部5件以上収集
----------	---